

生命保険の満期金にかかる税金

Q : 昨年12月に一時払いの養老保険(10年満期)が満期となり、本年1月にこの満期保険金を一時金で受け取りました。この保険金は、いつの年分の何所得になるのでしょうか。

A : あなたが保険料を負担していたのであれば一時所得として所得税がかかり、他の人が保険料を負担していたのであれば贈与税がかかります。いずれの場合も、昨年分の収入とされます。

【解説】

生命保険の満期一時金は、受け取った時点ではなく満期になった時点で収入があったものとされ、自らが保険料を負担していたかどうかによって次のように取り扱われます。

(1) 自らが保険料を負担していた場合

一時所得として所得税がかかります。この場合、次の算式で一時所得の金額を求め、これに2分の1をかけた金額を他の所得と合算して所得税を計算します。ただし給与所得者の場合は、一時所得の金額が40万円以下(2分の1をかけた後の金額が20万円以下)の場合は、確定申告をする必要はありません。また、保険期間が5年以下の養老保険である場合にも源泉分離課税が適用されますので、確定申告は要しません。

(算式)

受け取った保険金－支払った保険料の総額
－特別控除額(50万円)＝一時所得の金額

(2) 他の人が保険料を負担していた場合

保険料を負担した人から保険金額の贈与を受けたものとして、贈与税がかかります。

